

公益社団法人 鹿児島県薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人鹿児島県薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会及び鹿児島県内に所在する地域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚、学術の振興、薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の職能を通じて県民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業
- (2) 薬剤師の倫理の高揚を図り、学術の振興、薬学・薬業の進歩発展を通じて地域医療に貢献する事業
- (3) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (4) 会員の福利厚生に関する事業
- (5) 会員を対象とした共益に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鹿児島県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師ではない個人及び企業・団体
- (3) 寿会員 満77歳以上の薬剤師であって、寿会員であることを希望する者
- (4) 特別会員 薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師ではない個人
- (5) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 正会員は、本会が承認した鹿児島県内の地域の薬剤師会（以下「地域薬剤師会」という。）の会員であって、かつ、日本薬剤師会の正会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を納付期日の翌日を起算日として1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会において別に定める会員規程に適合しなくなったとき。
- (3) 総代議員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 正会員が地域薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき。

2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を

免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員

(代議員)

第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

- 2 代議員は、概ね正会員25人の中から1人の割合をもって選出する（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、10月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 代議員の解任
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(代議員の提案権)

第17条 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを総会の日の3週間前までに請求することができる。

2 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項につき、当該代議員が提出しようとする議案の要領を代議員に通知することを総会の日の3週間前までに請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 代議員の解任
- (4) 会員の除名
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会長は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、15名以内を常務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理する。

5 常務理事は、理事会の旨を受けてその担当業務を分担掌理する。

6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときには、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第30条 本会に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会で選任する。

第9章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第37条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び地域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

(地域薬剤師会会長協議会)

第38条 本会に、諮問機関として地域薬剤師会会長協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業の執行に関し、会長から諮問された事項
- (2) 地域薬剤師会との連絡調整に関する事項

3 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長、副会長、専務理事及び常務理事は、次のとおりとする。
会長 内野悟
副会長 上野泰弘 田中和子 吉水久純
専務理事 岩倉ひろみ
常務理事 種子田育恵 下田健一 永野一徳
山崎貴 阿久根憲造 小田原一弘
福森淳 西島徹 元島愛一郎
沼田真由美 岩元暢秀
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この定款は、平成25年5月26日から施行する。
- 6 この定款は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

- 8 この定款は、令和３年３月２８日から施行する。ただし、第１１条第１項第１号の規定は令和３年度分以降の会費から適用する。